



長野県報

3月19日(木)
平成21年
(2009年)
第2050号

目次

規則

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則(福祉政策課)	2
長野県都市公園規則の一部を改正する規則(都市計画課)	3

告示

生活保護法に基づく医療機関の指定(地域福祉課)	4
生活保護法に基づく施術者の指定(地域福祉課)	4
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の名称の変更(地域福祉課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた医療機関の業務の廃止(地域福祉課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の業務の廃止(地域福祉課)	5
合併処理浄化槽整備事業補助金交付要綱の一部改正(生活排水課)	6
都市計画事業の事業計画の変更認可(生活排水課)	6
中小企業融資規程の一部改正(経営支援課)	6
じん肺健康診断実施要綱の一部改正(労働雇用課)	7
基本測量の終了(建設政策課)	7
道路の区域変更及び関係図面の縦覧(2件)(道路管理課)	7
道路の供用開始及び関係図面の縦覧(4件)(道路管理課)	8
長野県高等学校等奨学金及び遠距離通学費貸与規程の一部改正(高校教育課)	9
高等学校定時制課程及び通信制課程修学奨励金貸与規程の一部改正(高校教育課)	11
昭和44年選告示第4号(地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律による直接請求をするための選挙権を有する者の数)の一部改正(選挙管理委員会)	12

公告

一般競争入札(情報統計課情報システム推進室)	12
特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請(生活文化課NPO活動推進室)	13
一般競争入札(管財課)	13
特定調達契約に係る一般競争入札(総務事務課)	14
大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出及び届出書等の縦覧(2件)(産業政策課)	15
大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出及び届出書等の縦覧(産業政策課)	16
争議行為を行う旨の通知(2件)(労働雇用課)	17
特定調達契約に係る一般競争入札(建設政策課)	17
土地区画整理事業の換地処分(都市計画課)	18
土地区画整理組合役員の就任の届出(都市計画課)	18
土地区画整理事業の事業計画の変更の認可(都市計画課)	18
土地改良事業施行協議の審査結果の縦覧(農地整備課)	18
土地改良区役員の退任の届出(農地整備課)	18
建築基準法に基づく道路の位置の指定(11件)(建築指導課)	19
一般競争入札(砂防課)	25
警備業法に基づく検定(生活安全企画課)	26
平成20年度定期監査の結果に関する報告に基づく措置(監査委員事務局)	27
一般競争入札(人材育成課)	47



長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第7号

長野県福祉大学校管理規則の一部を改正する規則

長野県福祉大学校管理規則(平成6年長野県規則第42号)の一部を次のように改正する。

第6条の見出し中「及び単位数又は」を「、単位数及び」に改め、同条第3項を削り、同条第2項中「前項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 介護福祉学科の教科目並びに各教科目別の単位数及び時間数は、別表第2のとおりとする。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる教科目及び単位数については、この限りでない。

(1) 他の指定保育士養成施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設をいう。次号及び第12条の2第1項において同じ。)において修得を認定された教科目及び単位数に相当するものとして30単位を超えない範囲において校長が特に認めた教科目及び単位数

(2) 別に定める指定保育士養成施設以外の学校等において修得を認定された教科目及び単位数に相当するものとして校長が特に認めた教養科目に関する教科目及び単位数

第7条第3項中「時間数」を「単位数」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号に掲げる教科目及び単位数については、この限りでない。

(1) 他の養成施設等(社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第39条第1号から第3号までに規定する学校又は養成施設をいう。次号において同じ。)において修得を認定された教科目及び単位数又は時間数に相当するものとして別表第2に定める単位数の合計の2分の1を超えない範囲において校長が特に認めた教科目及び単位数

(2) 別に定める養成施設等以外の学校等において修得を認定された教科目及び単位数又は時間数に相当するものとして校長が特に認めた教科目及び単位数(介護の領域に係るものを除く。)

第8条第1項中「又は時間数」を削る。

第10条第1項中「、人物考査及び身体検査」を「及び人物考査」に改める。

第12条の次に次の2条を加える。

(転入学)
第12条の2 校長は、他の指定保育士養成施設に在学する者の保育学科への転入学を許可することができる。

2 前項の転入学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学の時期)

第12条の3 入学(転入学を含む。)の時期は、学年の始めとする。別表第2を次のように改める。

(別表第2)(第6条、第7条関係)

介護福祉学科の教科目及び単位数

領域	教科目	単位数(時間数)
人間と社会	社会の理解	講義 1 (15)
介護	介護の基本A	講義 4 (60)
	介護の基本B	演習 4 (120)
	コミュニケーション技術	演習 2 (60)
	生活支援技術A	講義 3 (45)
	生活支援技術B	演習 4 (120)
	生活支援技術C	演習 3 (90)
	生活支援技術D	実習 1 (45)
	介護過程A	講義 2 (30)
	介護過程B	演習 1 (30)
	介護過程C	演習 3 (90)
	介護総合演習	演習 3 (90)
介護実習	実習 5 (225)	
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	講義 2 (30)
	認知症の理解	講義 2 (30)
		演習 1 (30)
	障害の理解	演習 1 (30)
	こころとからだのしくみ	講義 2 (30)
演習 1 (30)		
医学	医学一般	講義 2 (30)
合 計		47 (1,230)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成21年3月31日現に在学する者の履修すべき教科目及び時間数については、この規則による改正後の長野県福祉大学校管理規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

福祉政策課

長野県都市公園規則の一部を改正する規則をここに公布
します。

平成21年3月19日

長野県知事 村井 仁

長野県規則第8号

長野県都市公園規則の一部を改正する規則

長野県都市公園規則(昭和41年長野県規則第13号)の一部を次の
ように改正する。

別表第3の3中「暖房」を「冷房又は暖房」に改め、同3の体育
館の項の次に次のように加える。

総合球技場	第1多目的室	1時間までごと に	500円
	第2多目的室		
	第1会議室		200円
	第2会議室		
	第3会議室		200円
	第4会議室		
	第5会議室		
	第6会議室		
	第7会議室		200円
	第8会議室		
	第9会議室		100円
	第10会議室		300円
	特別会議室		200円
	観覧室		400円
やまびこドーム	第1会議室	1時間までごと に	200円
	第2会議室		200円
	第3会議室		100円

別表第3の3中

長野県佐久創造館101号室	1時間までごとに	5,000円
---------------	----------	--------

を

長野県飯田創造館		条例別表第2の13の金額の 100分の30に相当する額の範 囲内において別に定める額	
長野県佐久 創造館	101号室	1時間までごとに	5,000円
	上記以外の室	条例別表第2の14の金額の 100分の30に相当する額の範 囲内において別に定める額	

に改める。

別表第4中

午前9時から午後9時30分まで
午前9時から午後5時まで
午前9時から午後9時30分まで
午前9時から午後5時まで

を

午前8時30分から午後9時30分まで
午前8時30分から午後5時まで
午前8時30分から午後9時30分まで
午前8時30分から午後5時まで

に改める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

都市計画課